

禁止品目続々追加中

2019年も

種苗法「農家の自家増殖原則禁止」に異議あり！

「禁止品目」を次々と増やす農水省

農家が自家増殖できない「禁止品目」（登録品種に限る）は現在計356種。2016年までたった82種だったのが、わずか2年で4倍以上に増えたことになる。種苗法のもとでは「原則自由」なはずの農家の自家増殖が、その範囲をどんどん狭められつつあるようだ。

これは農林水産省が、農家の自家増殖を「原則禁止」へと方針転換したから。農水省は今後も毎年肅々と品目を追加する予定で、いずれは原則すべての登録品種で、育成者の許可なしにタネ採りやわき芽挿しを禁止。その中で特に農家が困りそうなものだけは「例外として」自家増殖を認める。そんなふうにするつもりのようなのだ。

2019年は計31種を禁止予定

そんな農水省は、もちろん19年も禁止品目を追加する

意向。品目もすでに検討されていて、野菜と草花と観賞樹で計31種ある（298ページに一覧を掲載）。野菜ではモロヘイヤやペピーノ、草花ではアゲラタムやラケナリアなどの登録品種が自家増殖できなくなる予定だ。

農水省は意見を広く公募している

農家の自家増殖が、知らぬ間に次々と制限されていく印象だが、農水省は「広く国民に意見を公募している」。つまり、ご意見があれば受け付けますよ、という形をとっている。19年の意見公募（パブリックコメント）は18年11月27日からすでに始まっていて、反映すべき反対意見が届かなければ、国民の了承は得られたと判断。31種は予定通り禁止品目に加えることになるそうだ。

その締め切りは19年1月4日。本誌がお手元に届くころには、もう締め切り目前だ。えー、そんなの知らなかったよ!! という読者もいると思うが、農水省はパブリ

「農家の自家増殖原則禁止」に異議あり！

表1 登録品種の自家増殖が禁止された草花、観賞樹、キノコ
(野菜・果樹との合計356種、2019年1月時点)

<p>草花 (186種類)</p>	<p>アイリス、アガウェ、アガスタケ、アガパンサス、アグラオネマ、アザミ、アサリナ、アジアンタム、アゼトウガラシ、アタナシア、アニゴザントス、アプテニア、アユガ、アルストロメリア、アルテミシア、アルトロボディウム、アルブカ、アルメリア、アロエ、アロカーシア、アングロニア、イソトマ、イヌノハナヒゲ、イベリス、イワダレソウ、イワヒバ、ヴァーレンベルギア、ウツボグサ、ウンキニア、エウコミス、エウバトリウム、エオニウム、エクサクム、エスキナンツス、エビデンタラム、エビネ、エボルブルス、エリゲロン、エリシムム、エリンギウム、オオニソガラム、オシロイバナ、オダマキ、オトメリア、オドントグロッサム、オノセリス、オリヅルラン、オルガヌム、オンシジウム、ガーベラ、カスマンティウム、カスミノウ、カトレア、カヤツリグサ、カラテア、カラコエ、カリオプテリス、カリシア、カリブラコア、カンナ、カンプロクリニウム、キキョウ、キジムシロ、キンギョソウ、クサフヨウ、クセロクリスム、クニフォフィア、クローキア、クラッスラ、グラプトベタルム、グランマトフィルム、クリヴィア、クレマチス、グロクシニア、グロリオサ、ケラタンツス、ケロネ、ケンタウリウム、コルタデリア、コンウォールルス、ザルジアンスキア、サンダーソニア、サントリナ、ジゴベタラム類、ジニンギア、シュルンベルゲラ、シラン、シンゴナンツス、シンビジウム、スイセン種、スカエウオラ、スコバリア、ストレリチア、ストロマンテ、スパシフィラム、セネキオ (シネラリアを除く)、セントポーリア、ソネリラ、ソリダゴ、ソリダステル、タゲテス、タッカ、タツナミソウ、タナケツム、タマシダ、チゴユリ、チヂミザサ、チューリップ、ツユクサ、ツンベルギア、ディオニシア、ディアスキア、ディーフェンバキア、ディギタリス、ディサ、ディスクディア、デンドロビウム、トケイソウ、トラキメネ、トラデスカンティア、ドリクニウム、ナデシコ、ネモフィラ種、ネリネ、ノラナ、ハエトリグサ、ハバナリア、ハラシ、ハワーシヤ、バンダ、ヒアシンス、ヒエンソウ、ビデンス、ヒナギク、ビヤクブ、ビレア、ヒロデンドロン、ファレノプシス、フィソステギア、フィトニア、フウラン、ブシリオスタキス、プラティア、フリージア、ブリグハミア、ブレクトランツス、ペクテイリス、ペチュニア、ペツコア、ヘミジギア、ヘメロカリス、ペラルゴニウム、ヘレボルス、ヘロフスキア、ホウセンカ、ホテイアオイ、ホトトギス、ボネロルキス、ポリアンテス、マルコムニア、マルバビュ、マンネングサ、ミムルス、ミルトニア、メカルドニア、メランボディウム、モウセンゴケ、モナルダ、ヤグルマギク、ヤメスブリッテニア、ユーホルビア・ミリー種、ラッキョウ種×キイイトラッキョウ種、ラッキョウ種×ヤマラッキョウ種、リアトリス、リカステ、リコリス、リナリア、リベルティア、リンドウ、ルイシア、ルドベッキア、ルモーラ、ルリハコベ、レウカンテムム、ローダンセマム、ローマカミツレ</p>
<p>観賞樹 (97種類)</p>	<p>アカシア、アジサイ、アセビ、アデニウム、アフエランドラ、アンティゴノン、イトスギ、イボタノキ、イワナンテン、ウエストリンギア、エゴノキ、エスカリオン、エニシダ、エルウァタミア、エレモフィラ、カナメモチ、ガマズミ、カラタチ、カンノンチク、キダチチョウセンサガオ、キダチルリソウ、キョウチクトウ、キリ、クチナシ、クルシア、グレヴィレア、クレロデンドルム、クロバナロウバイ、グロブラリア、クロベ、ゲッケイジュ、ケファランツス、ゴオデニア、コルムネア、サビウム、サルココッカ、ジャスティシア、シラタマノキ、ジンチョウゲ、シンフォリカルプス、ストロビランテス、セルリア、センダン、タバコソウ、ツタ、ディエルヴィア、ディクロア、デイゴ、ディジゴテカ、テコマ、デロスベルマ、ドウダンツツジ、ドウランタ、トキワマンサク、ドドナエア、トベラ、ナツツバキ、ナナカマド、ニレ、ネムノキ、ノウゼンカズラ、ノブドウ、ノリナ、パウエラ、パキラ、ハシドイ、ハナズオウ、バラ、ヒサカキ、ピテリオディア、ビャクシン、ファツヘデラ、フィゲリウズ、フジ、ブライニア、プロスタテラ、ヘーベ、ヘスベロジギス、ベルセリア、ポインセチア種、ボケ、ボリスキアス、マダケ、マンサク、ミヤマシキミ、ムラサキシキブ、メディナ、メラレウカ、モクレン、ヤツデ、ヤナギ、ユスラウメ種、ラウアندوقラ、ルクリア、ルスクス、レンギョウ、ロフォミルツス</p>
<p>キノコ (33種類)</p>	<p>アラゲキクラゲ、ウスヒラタケ、エノキタケ、エリンギ、オオヒラタケ、キクラゲ、キヌガサタケ、クリタケ、クオアワビタケ、コムラサキシメジ、シイタケ、シロタモギタケ、タマチョレイタケ、タモギタケ、ツクリタケ、トンビマイタケ、ナメコ、ニオウシメジ、ヌメリシギタケ、ハタケシメジ、ハナビラタケ、ヒメマツタケ、ヒラタケ、ヒラタケ×エリンギ、フナシメジ、フナハリタケ、ホンシメジ、マイタケ、マンネンタケ、ムキタケ、ムラサキシメジ、ヤナギマツタケ、ヤマブシタケ</p>

※野菜・花の禁止品目は80ページ。青字は2006年以前、黒字は2017年、赤字は2018年に追加された品目
※キノコはすべて種名。草花と観賞樹で「種」の表記がないものは、すべて属名

表2 2019年に追加見込みの
禁止品目 (計31種)

野菜	シマトナリ種 (モロヘイヤ)、ペピーノ種
草花	ノコギリソウ属、アゲラツム属 (アゲラタム)、メシダ属、ヒオウギ属、エピフィラム属 (クジャクサボテン)、ガステラロエ属、ヘレニウム属、ラシュナリア属 (ラケナリア)、センノウ属、バラヘーベ属、ハンゲ属、ロードキシス属、スキндаブス属 (シラフカズラ)、センナ属、シダルケア属、ノウゼンハレン属、クガイソウ属
観賞樹	アブティロン属 (アブチロン)、バンクシア属、カリステモン属 (ブラシノキ、キンボウジュ)、ショウワジワ属、サカキ属、ディエールヴィラ属、トウゴマ属 (ヒマ)、グミ属、シキミ属、ソケイ属、ユスラウメ種、ササ属、シェフレラ属、テトラテカ属

※ () 内は具体的な作物名

ックコメントの開始をとくにアナウンスなどしない。農家が知っていようが知らなからうが、パブリックコメントの続きをとって、そこに意見が届かなければ、了承を得られたと考えるのだ (意見の届け方は左ページ)。

登録品種ゼロの品目まで禁止!?

ところで、品目の選び方について、不思議に思うことがある。例えば17年に追加されたニンジンやホウレンソウ、18年に追加されたアサツキ、19年に追加予定のモロヘイヤなど、登録品種が現在ゼロという品目まで禁止する理由がわからない。果樹に至っては、現在9種の禁止品目のうち、登録品種があるのは4種 (出願中含めて計

13品種)のみなのだ。残りの5種は登録ゼロ。

農水省は自家増殖を制限する理由として「育成者の正当な利益を確保」「品種保護の強化」などを挙げているが、上記の品目には現在、その対象がないのだ。コールドラビに至っては、過去に登録出願されたことすらないという。

育種家にとって、新品種は自分の子供のようなもの。いわずもがなではあるが、その権利は守るべきだ。育種家が対価を受け取って、魅力的な新品種をまた生み出してくれるのを、農家は本当に楽しみにしている。

しかし、登録品種がない、守られるべき育成者権もない品目を、わざわざ禁止する必要があるのだろうか。

「原則禁止がグローバルスタンダード」?

これはおそらく農水省が、農家の自家増殖は「原則禁止こそがグローバルスタンダード」だと考えているからだろう。その念頭にあるのはUPOV⁹¹と考^ホえているから。新品種の保護に関する国際条約)やEUの法律で、それらでは農家の自家増殖が原則禁止であるという。UPOV⁹¹には1998年に日本も加盟しているため、その原則に従うのは当然というわけだ。

しかし、その論理には異議がある。日本は13年にIT

「パブリックコメント」への意見の出し方

農水省へ意見を届ける方法は以下の通り。反対・賛成問わず、意見があれば、届けてほしい。締め切りを過ぎている場合は、農水省知的財産課（03-6738-6169）まで直接問い合わせてもいいかもしれない。丁寧に、意見を聞いてくれるはずだ。

① FAXの場合

FAX：03-3502-6572

農林水産省食料産業局知的財産課種苗室 パブリックコメント担当宛

② 郵送の場合

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1（宛名は同上）

③ インターネットの場合

「種苗法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について（案件番号：550002795）」で検索。画面下方の「意見提出フォームへ」をクリック。

URL：http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002795&Mode=0

※パブリックコメントの詳細（種苗法施行規則の一部を改正する省令案の概要）は、農水省知的財産課（03-6738-6169）で配布している他、上記③の方法で閲覧できる

PGR（食料・農業植物遺伝資源条約）という国際条約にも加盟している。加盟数145カ国とUPOV91の倍近い国々に支持されている条約で、農家の自家増殖を「農民の権利」として認めている。

また、18年11月には、国連が「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言（小農宣言）」を賛成多数で採決。その19条には、農家が「自家採種の種苗を保存、利用、交換、販売する権利」を謳っている。

もちろん、これらの条約も、育種家の権利は尊重しているはず。しかし、登録品種ゼロの品目まで自家増殖禁止するのは育種家のためとはいえない。明らかに、ITPGRや国連「小農宣言」の精神に反しているんじゃないだろうか。まさか農水省は、UPOVはグローバルスタンダードだけど、ITPGRや国連の「小農宣言」はそうじゃない、とでもいうつもりだろうか。

じつは、日本は「小農宣言」の採択に賛成せず、棄権している。政府はその理由として「この宣言には、権利として広くは認められていないものがある。これには、種子の権利が含まれる」と述べている（草案時）。農水省はやっぱり、育成者権保護のためなんかじゃなく、農家のタネ採りそのものを禁止したいのかもしれない。

※12ページからの「主張」もご覧ください。

編